

経済財政運営と改革の基本方針2015～経済再生なくして財政健全化なし～（抄）

（平成27年6月30日閣議決定）

第3章 「経済・財政一体改革」の取組－「経済・財政再生計画」

3. 目標とその達成シナリオ、改革工程

（改革工程の明確化）

（1）集中改革期間と中間評価

計画の中間時点(2018年度)において、目標に向けた進捗状況を評価する。集中改革期間における改革努力のメルクマールとして、2018年度(平成30年度)のPB赤字の対GDP比▲1%程度を目安とする。国の一般歳出については、安倍内閣のこれまでの取組を基調として、社会保障の高齢化による増加分を除き、人口減少や賃金・物価動向等を踏まえつつ、増加を前提とせず歳出改革に取り組む。社会保障関係費については、高齢化要因も考慮し、安倍内閣におけるこれまでの増加ペースを踏まえつつ、消費税率引上げに伴う充実を図る。ただし、各年度の歳出については、一律でなく柔軟に対応する。地方においても、国の取組と基調を合わせ取り組む。

これらの目安*に照らし、歳出改革、歳入改革それぞれの進捗状況、KPIの達成度等を評価し、必要な場合は、デフレ脱却・経済再生を堅持する中で、歳出、歳入の追加措置等を検討し、2020年度(平成32年度)の財政健全化目標を実現する。

* 国の一般歳出の水準の目安については、安倍内閣のこれまでの3年間の取組では一般歳出の総額の実質的な増加が1.6兆円程度となっていること、経済・物価動向等を踏まえ、その基調を2018年度(平成30年度)まで継続させていくこととする。地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2018年度(平成30年度)までにおいて、2015年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

5. 主要分野ごとの改革の基本方針と重要課題

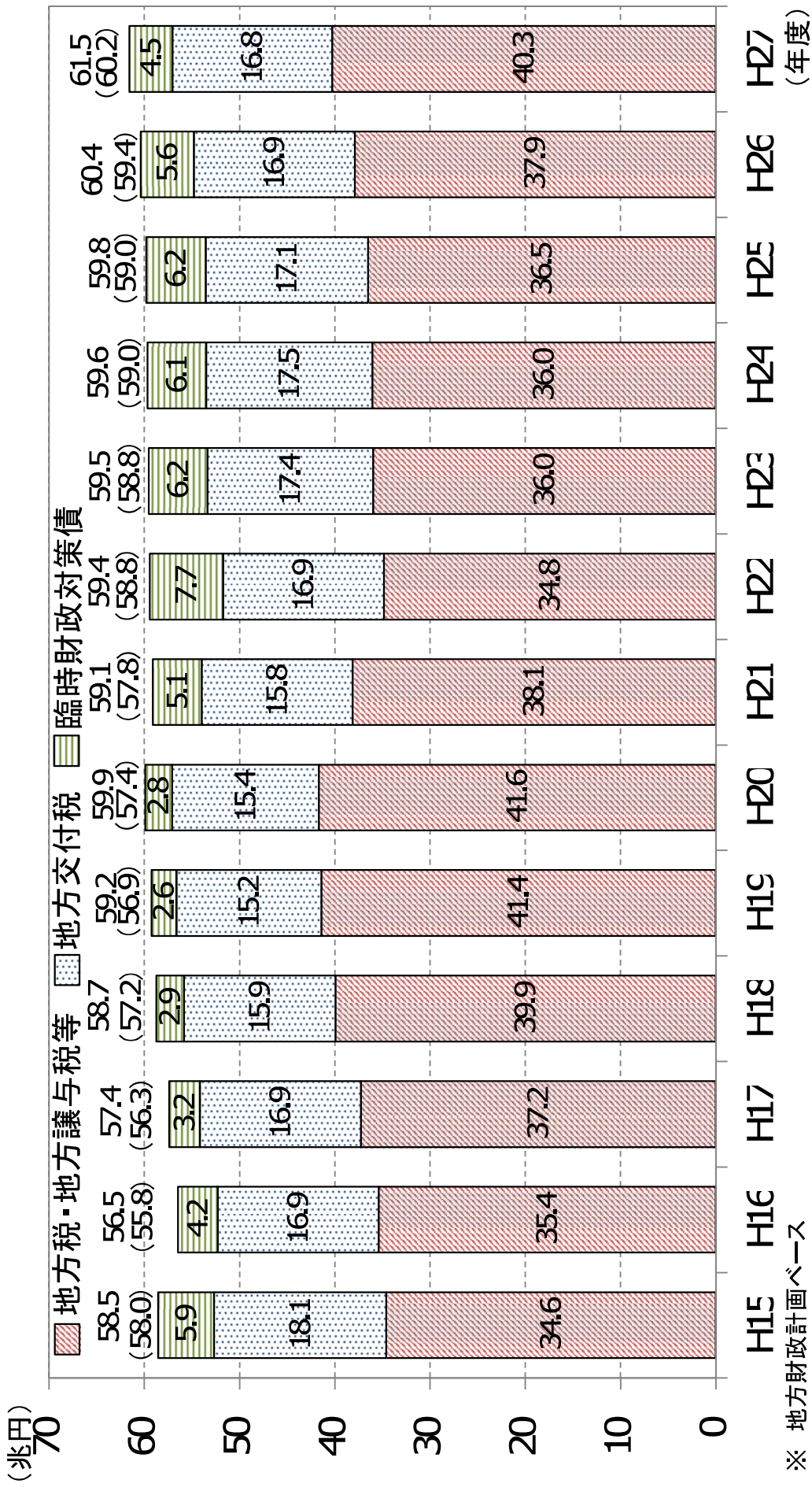
[3] 地方行財政改革・分野横断的な取組等

（地方行財政改革の基本的な考え方等）

分野横断的な取組を進めるとともに、地域の活性化と頑張る地方を支援する仕組みの充実、国と地方で基調を合わせた歳出改革・効率化、地方自治体の経営資源の有効活用を進める。その際、財源保障機能を適切に働かせ、住民生活の安心・安全を確保することを前提として、上記の観点から地方交付税制度の改革に取り組む。

一方で、別控加算や歳出特別控といったリーマンショック後の歳入・歳出面の特別措置について、経済再生に合わせ、危機対応モードから平時モードへの切替えを進めていく。

地方一般財源総額



※ 地方財政計画ベース

※ 三位一体改革において、平成18年度に、国税から地方税へ約3兆円の税源移譲が行われた

平成28年度地方財政対策の課題

1. 地方一般財源総額の確保
2. 臨時財政対策債の抑制
3. 歳出特別枠及び別枠加算の取り扱い

【参考：平成27年度地方財政収支】

歳出 85.3兆円	給与関係経費 20.3	一般行政経費 35.1 <small>〔うち まち・ひと・しごと創生事業費 1.0〕</small>	地域経済基盤強化 雇用等対策費 0.8	投資的 経費 11.0	公債費 13.0	その他 5.1
	(単位：兆円)					
	[うち 公共施設等最適化事業費 0.1]					
	↓					

国・地方で折半

歳入 85.3兆円	国庫 支出金 13.1	地方 債等 10.6	地方税・地方譲与税等 40.3	臨時財政 対策債 償還分 3.1	地方交付税 16.8	別枠加算 0.2	臨時財政 対策加算 1.5	臨時財政 対策債 折半分 1.5
	国・地方で折半							
	地方一般財源総額 61.5兆円							
	↓							